

春日苑障がい者生活支援センター運営規程（地域移行支援・地域定着支援）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会（以下「事業者」という。）が開設する春日苑障がい者生活支援センター（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に規定する指定地域相談支援事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の相談支援専門員（以下「従業者」という。）が、適正な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春日苑障がい者生活支援センター
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

利用者の生活全般に係る相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、12/29～1/3を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定地域移行支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定地域移行支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

ア 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

イ 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域移行支援計画の原案の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

(4) 地域移行支援計画の作成に係る会議の開催

障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(5) 地域移行支援計画の作成

ア 地域移行支援計画の原案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

イ 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者等に交付するものとする。

(6) 地域移行支援計画の変更

ア 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。

イ 地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行うものとする。

(7) 地域における生活に移行するための活動に関する支援

ア 利用者等の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を的確に把握に努め、利用者等の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を提供するものとする。

イ 前（ア）に規定する支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月に2回、利用者等との対面により行うものとする。

ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

エ 体験的な宿泊支援については、宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

(8) 関係機関との連絡調整等

支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(指定地域定着支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定地域定着支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメントの実施

- ア 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
- イ 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域定着支援台帳の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者等の家族等及び当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成するものとする。

(4) 地域定着支援台帳の変更

- ア 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。
- イ 地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行うものとする。

(5) 常時の連絡体制の確保等

- ア 利用者等の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適正な方法により、当該利用者等又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。
- イ 適宜利用者等への居宅への訪問を行い、利用者等の状況を把握するものとする。

(6) 緊急の事態における支援等

- ア 利用者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者等の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者等が置かれている状況に応じて、当該利用者等の家族、当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じるものとする。
- イ 前(ア)に規定する滞在による支援については、滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

- (1) から (6) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(事業を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 地域移行支援の主たる対象者

- ア 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
- イ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

(2) 地域定着支援の主たる対象者

- ア 居宅において単身で生活する障害者
- イ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ウ 前（ア）、（イ）の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

(利用者等から受領する費用及びその額)

第9条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障害者等から法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおり徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km未満 500円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知)

第10条 事業所は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付費決定障害者に対し、当該地域相談支援給付費決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業者は、前条第1項の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付費決定障害者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、春日井市全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、相談支援専門員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、相談支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第 13 条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、法第 10 条第 1 項の規定により、市町村が行う報告、文書及びその他の物件の提出若しくは掲示の命令、当該職員からの質問若しくは事業所の設備、帳簿類及びその他の物件の検査又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した事業に関し、法第 11 条第 2 項の規定により、都道府県が行う報告、事業の提供の記録、帳簿書類及びその他の物件の提出若しくは提示の命令、当該職員からの質問又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した事業に関し、法第 48 条第 1 項の規定により、都道府県知事若しくは市町村長が行う報告、帳簿書類及びその他の物件の提出若しくは提示の命令、当該職員からの質問、事業の設備、帳簿書類及びその他の物件の検査又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第 14 条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証及び整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 施設内研修 1 回／月、施設外研修 1 回／年

(その他運営についての重要事項)

第 15 条 事業所は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 11 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。